

福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換

Conversion in the Concept of Welfare and Human Rights, and Transformation in
Recognition of History

主任研究員名: 齊藤日出治

分担研究員名: 窪 誠、水嶋一憲、木村 敦、新矢麻紀子

福祉・人権の概念は第二次大戦後、福祉国家およびフォード主義の成長体制の下で社会形成と資本蓄積の主要な柱として定着した。国家の福祉政策が市場競争の敗者を救済し、国民を社会に統合し、併せて所得の再分配効果による有効需要を創出する役割を果たすことによって、経済成長と社会統合の駆動力となったからである。しかし福祉国家の危機とポスト・フォード主義の進展の中で福祉・人権の概念が大きく転回する。ただし、福祉・人権の概念は軽視されるのではなく、新自由主義の理念が支配する中でその意味が変容する。福祉はビジネスとして産業化される。人権は市場取引の担い手となる私的所有者の権利を最優先して擁護する理念となる。あるいは一国家が他国の国家主権を侵害するときの口実として政治的に利用される。

このような形で変容する福祉・人権概念を歴史的な視野から再審し、この福祉・人権概念から切り捨てられる人権および福祉に照明を当てることによって、新自由主義の下で定着している既存の福祉・人権概念の脱構築を図ることが本共同研究の課題である。

この視点から、共同研究員は各自の個別テーマに取り組む。

齊藤は、紀州鉾山における朝鮮人の強制労働と海南島における日本軍の住民虐殺や資源略奪の調査活動を通して、戦後日本で忘却された歴史認識を復権し、失われた人権に照明を当てる。

水嶋は、グローバル化で生み出される帝国の秩序が戦前の植民地体制のポストモダンの再編であることを暴きだそうとする。

窪は、グローバリゼーションの下で人権の意味が所有権に還元され、文化的権利が知的所有権に置き換えられる傾向に注目する。

新矢は、日本語の学習を通して、在日コリアン、障がい者、被差別部落出身者などのマイノリティのあいだに生ずる葛藤に分け入り、これらのマイノリティが異質で多様な文化を交差させつついかなる新たな関係性を構築するかを究明する。

木村は、第二次大戦後に出現した福祉国家が均質化された国民を組織してきたのに対して、福祉国家の動揺が国民のアイデンティティに亀裂を入れたことに着目し、国家のきずなによって結びつけられてきた福祉・人権、社会保障の諸概念を国家に代わって接合しなおす新たな

様式を模索する。

以上の各メンバーの課題を共有するために、昨年度は下記のような共同研究会を開催して討論を積み重ねた。

- 1 「日本の海南島侵略を考える」 2008年8月3日 本学梅田サテライトキャンパス
- 2 「イラクの「名誉殺人」を考える」 2008年9月29日 本学
- 3 「中国における人権概念」 2008年12月11日 本学
- 4 「日本の「精神障害者」問題について考える」 2009年1月23日 本学
- 5 「海南島侵略開始70周年を考える」 2009年2月8日梅田サテライトキャンパス

これらの共同研究会を通して、各メンバーの研究課題を共通の問題視点の下で共有することができたように思われる。

日本の戦争責任と戦後日本の歴史認識

齊藤 日出治(経済学部)

戦後日本の歴史認識からまったく忘却されている事実について調査し、日本の侵略戦争における加害責任を正面から見据えることによって、戦後日本の歴史認識を転換すると同時に、その歴史認識の視点から人権概念を刷新するようこころみるのが本研究の課題である。なぜそのような課題を設定したかという、人権が平板で抽象的な概念となりプラスチックワード化することによって、たとえば「人道主義的介入」のような国家の政策手段として人権概念が植民地化され利用されているためである。人権概念を歴史認識の刷新によって脱構築し、新たな社会形成の理念として復権させることがこの共同研究の課題である。

昨年度はこの課題に取り組むために、つぎのような二つの調査活動を進めた。ひとつは、日本国内におけるアジアの民衆の強制連行・強制労働の実態の調査である。とりわけ三重県紀和町の紀州鉾山でアジア太平洋戦争中に鉾山労働を強いられた朝鮮人の実態調査をおこなった。この強制労働で少なくとも32名の犠牲者が出たことが判明し、その追悼集会もおこなった。さらに亡くなった朝鮮人の追悼碑の建立も企画している。この調査の過程で、紀州鉾山には、イギリス人捕虜も採掘労働に従事させられており、16名の犠牲者が出ているが、地元の行政および住民にとって、イギリス人と朝鮮人の扱いのちがいが歴然としていることが明らかになった。イギリス人の犠牲者に対しては「史跡 外人墓地」を建立しており、さらには地元の住民団体がイギリス人の生存者を地元へ招いて慰霊祭をおこなっている。これに対して、1000人を越える朝鮮人の強制労働については、『紀和町史』にもわずかな記述があるだけで、就労実態についての調査も、犠牲者の名前や人数についてもまったく調査されていない。遺骨の所在も明らかになっていない。

もうひとつは、中国の海南島で日本の占領下(1939-45年)におこなわれた住民虐殺、資源略奪、性暴力についての調査活動である。紀州鉾山と海南島をつなぐのは、紀州鉾山を経営していた石原産業である。石原産業は紀州鉾山の開発に先立って、アジアの南方に進出し東南アジアの各地で鉾山事業に乗り出し、海南島についても1939年に日本軍の占領と同時に田独鉾山という鉄鉾石の鉾山開発に乗り出した。そこでも中国大陸、台湾、朝鮮から多くの民衆を労働力として動員し、1万人におよぶ命が奪われた。この強制労働は、日本軍と日本企業が結託し、鉾山だけでなく、飛行場建設、道路工事、トンネル工事などあらゆる事業で強制労働がおこなわれた。海南島の先住民も無償で労働に徴用された。これらの実態については歴史研究からもまったく排除されている。さらに日本軍が海南島各地の村を襲撃して、農作物や家畜を奪い、婦女子を暴行し、幼児・小児をふくむ村民を無差別に殺害した。この調査活動の成果は、『海南島近現代史研究』に発表された。

マイノリティの権利と国際法

窪 誠(経済学部)

人権概念を多角的に検討し、その多様性を明らかにした。国際連合における新しい人権活動への取組として、「ビジネスと人権」が検討されている。ここでとらえられている人権概念を、産研権叢31において、「ビジネスと人権－国連事務総長代表による最終報告書を中心に－」と題して報告した。

その報告書とは、国連人権審議会の要請に応じて、「人権ならびに多国籍企業およびその他の企業に関する国連事務総長特別代表」ジョン・ラギー(John Ruggie)が2008年に作成した、「保護、尊重および救済:ビジネスと人権のための枠組」と題する最終報告書(A/HRC/8/5, 2008)である。この報告書は、その題名にもあるように、ビジネスと人権に関して、今後国際連合がとるべき活動の枠組を提示するものである。このように、人権概念は、従来、法学の領域を中心に議論されてきたのだが、今日では、ビジネスの世界でも議論されるに至っている。

とりわけ、注目されるのは、この報告書におけるキーワードのひとつである、「デューデリジェンス」という概念である。そもそも、デューデリジェンス Due diligence とは、「相当の注意」と訳されるが、1933年アメリカ証券法で最初に用いられた法律用語であった。証券の売買に関して、仲介人－取引人 broker-dealer が投資家から訴えられたときの抗弁がデューデリジェンスだったのである。つまり、仲介人－取引人が投資家に証券を販売する際、その証券を発行した会社について、デューデリジェンス調査を行い、その調査結果を投資家に開示してあれば、調査過程で発見されなかった情報について、仲介人－取引人は不開示の責任を問われないこととしたのである。このように、デューデリジェンスとは法的規制を前提にしていたのである。ところが、報告者にとってのデューデリジェンスとは、企業内人権尊重プログラムの作成と実施のことなのである。実際、今日、デューデリジェンスとは、企業もしくは投資家の経済活動を意味する。このように、人権概念が法領域から経済領域に移るにしたがって、大きくその意味を変化させていることを明らかにした。

こうした国連の動向を、2008年12月10日には、国連広報センター(UNIC)、法政大学現代法研究所 国連グローバル・コンパクト研究センター主催「世界人権宣言60周年記念シンポジウム『企業による人権の実現』」の基調講演「企業による人権の実現:国際社会における最新の状況～ビジネスと人権に関する国際会議(12月4-5日、パリ)の報告を踏まえて～」と題する講演において、国連大学本部ビル(UNハウス)5階 エリザベス・ローズ会議場において報告した。

また、2008年12月11日には、我が研究会に、日本で活躍しておられる中国の研究者及び実務家を招き、中国における人権と日本における人権の考え方や、人々の意識の共通点・相違点などについて、研究会メンバーのみならず、学生、大学院生に語っていただくことによって、多面的な資格から人権概念を検討した。

グローバル・コモンの共創のための探究

水嶋 一憲(経済学部)

本研究はこれまで、西川長夫『<新>植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』(二〇〇六年)において呈示された<新>植民地主義の概念を、ネグリ&ハート『<帝国>』(二〇〇〇年)の植民地主義分析に寄せられた批判との関連で吟味しつつ、グローバルな現在における植民地主義のポストモダンの再編の解明に取り組んできた。

ネグリ&ハートは『<帝国>』で、現在形成されつつあるグローバル秩序を諸種の領域を横断しつづきつきりと浮かび上がらせ、そのネットワーク状の権力構造を<帝国>と名づけた。また、そこでは、植民地主義の<帝国>的再編が問題になっていた、と指摘することができる。ネグリ&ハートが明示した<帝国>への移行は、新植民地主義(その管理運営の論理は、フォーディズム——工業製品等の物質的な財の生産に軸を置く調整様式——にもとづく)から<新>植民地主義(その管理運営の論理は、ポストフォーディズム——知識・情報・サービス・コミュニケーション等の非物質的な財の生産に軸を置く調整様式——にもとづく)への移行と重なり合うものであり、ゆえに<新>植民地主義は、かつての新植民地主義のポストフォーディズム的再編としても捉えうるのである。同じく、<新>植民地主義においては——グローバルな南の「伝統的知識」や「遺伝資源」等をめぐる「種子戦争」において顕著なように——、ポスト領土的植民地(「植民地なき植民地主義」)の開発・搾取、いかえれば、ポスト領土的共有地コモンズのインテンシヴな囲い込みが押し進められることになる。

現在その強度を増しつつ進行している新自由主義的グローバリゼーションは、<新>植民地主義と連動しながら人びとの共有財を私的に領有し、その生を不安定化することを通じて、無惨なまでの二極化や格差拡大をグローバルな規模でもたらしている。ネグリ&ハートは『<帝国>』とその続刊『マルチチュード』(二〇〇四年)で、いまや地球全体を覆い尽くしつつあるばかりか、人びとの生の奥深くにまで浸透しつつある<帝国>的権力に抗する特異的かつ集団的な主体を「マルチチュード」と名指し、その多種多様な力と欲望にもとづくグローバル民主主義の可能性を探ろうと試みた。マルチチュードとは、つねに多数多様でありながらも共同で活動することのできるもの、つまりは、自律性と協働性の連結、内的な諸差異による<共>(ザ・コモン)の創出を名指すものである。

ネグリ&ハートによるマルチチュードのプロジェクトは、<帝国>における植民地主義のポストモダンの再編に対する内在的な批判や、反植民地運動と反グローバル化運動の内的な結合に連なるものだ。このオープンプランの集団的プロジェクトは、<帝国>のネットワーク状権力の諸層に亀裂を走らせながら、グローバル・コモンや共にある生の創出に向けて、さまざまな問いを開くものであり、ゆえにまたこれは、<福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換>というテーマについて考える上でも大きな示唆をもたらすものなのである。

今後、本研究は、<帝国>とグローバル資本主義の諸相をさらに多角的な視点から解析することを通じて、グローバル・コモンの共創のための探究を押し進めてゆく予定である。

社会福祉と人権概念の転回

木村 敦(経済学部)

平成 20 年度においては、社会福祉制度・政策にみられる福祉概念・人権概念のうち、障害者福祉制度・政策、とりわけ精神障害者に対する社会福祉施策にみられるそれらに着目して研究を進めた。1990 年代以降、その他の分野、たとえば老人福祉分野においても福祉と人権の概念は、介護保険法の制定・施行などによって転回させられてきた。しかしながら、障害者福祉、就中精神障害者福祉における概念の転回は、それまでの福祉サービスの提供を原則・基本とするという考え方から障害当事者を陶冶し労働力として活用していこうという考え方へ、とうまさにドラスティックな転回であった。(精神)障害者福祉に当面のテーマを限定した理由はここにある。

具体的には、日本の精神障害者処遇の近代初期以降の歴史を追い、法制度の名称が「監護」から「衛生」へ、そして「保健」から、現在の「保健福祉」と変更されても、その内実・基本理念は実は根本的な部分においては引き継がれていることを一定程度明らかにした。つまり、現在の政策を象徴する「就労支援」「自立支援」という用語によってあらわされる精神障害者の労働力への陶冶という国家の基本姿勢は、「監護」「衛生」という用語に象徴される政策において精神障害者を「真っ当な」社会から排除するという姿勢と、健全な社会を精神障害者から「衛る(まもる)」という点において通底するものであることを、一定程度明らかにできた、ということである。その成果は、学内シンポジウム「日本の『精神障害者』問題について考えるー『就労支援』問題を中心にー」(平成 21 年 1 月 29 日)の中で報告した。当該シンポジウムには、ゲストスピーカーとして、豊田志保氏(種智院大学人文学部講師)と田淵勝彦氏(社会福祉法人みおつくし福祉会)を迎え、豊田氏からは、ソーシャルワークの専門研究者としての立場から「『精神障害者』に対する『就労支援』とソーシャルワーク」という報告を、田淵氏からは、精神障害者その入所者のうちに多く含む生活保護施設の職員としての立場から「救護施設の実態」という報告をいただき、当分担研究員の研究成果を補強していただくことができた。

次いで上記研究成果を、論文「精神障害者に対する『就労支援』政策についての考察」として大阪産業大学学会に提出し、それは、『大阪産業大学経済論集』第 11 巻第 1 号に掲載された。当該論文(報告)においては、「半福祉・半就労」ということばで表される福祉概念の転回の中には、精神障害者の人権を否定するという処遇理念が依然として確認されることを強調した。そして、概念の「真っ当な転回」のためには、「協働労働」をキーワードとする労働概念の転換と、「ベーシック・インカム」をキーワードとする所得保障概念の転換が議論の題材とならねばならない段階に達していることを結語とした。

マイノリティ間のコンフリクトと新たな関係性構築の可能性

新矢 麻紀子(教養部)

1980年代からの中国や中南米等からのニューカマーの増加にともない、彼らに対する日本語学習支援の場が求められるようになった。国際交流協会などの外国人を専ら対象とする日本語教室に加えて、被差別部落出身者、在日韓国・朝鮮人、障害者等の日本語を母語とする学習者を対象とする識字教室も、ニューカマーにとっては日本語を学ぶ場であり、多くの学習者が現れるようになった。それらの教室のなかには、ニューカマーという新たな学習者の参入を機に、それまでの教室運営の中心軸であった人権概念の変容が迫られ、多様なマイノリティが共存可能な教室文化の再構築が求められるようになったケースも散見される。具体的には、旧来の識字学習者とニューカマー学習者の共生や、異なる学習ニーズへの対応、学習支援者間の意識や方針の相違等による衝突や葛藤などの新たな問題が浮上してきている。

報告者は、上記のようないわゆる旧来の非識字者とニューカマーがともに学ぶ識字・日本語教室をフィールドとして、エスノグラフィの手法を用いて研究を行っている。中心となる調査は、大阪府枚方市社会教育課が主催し、生涯学習課が補助執行する「日本語・多文化共生教室『よみかき』」(市内6教室)で行っているものである。また、その他、部落解放・人権研究所の識字部会による定例研究会や大阪府内の識字・日本語教室を対象とした読み書き交流会、北河内地区読み書き交流会等で、大阪府内にある識字・日本語教室の状況に関する情報や資料を収集している。

伝統的に独自の社会教育理念を有する枚方市では、教育委員会の事業として、1982年に「様々な事情により、学ぶ機会を奪われ、日本語の読み書きが困難な人々」を対象として読み書き学級が開設された。しかしその後、多くのニューカマーが参加するようになったため、それまでの有償講師ではなく、市民ボランティアを学習支援者として採用し、彼らに「スタッフ会」を組織させ、運営を委託して、その中から教室の管理・運営全般、職員との連絡・協議等を行うコーディネータを有償で登用するというように、運営方法の根幹的な転換をはじめとする大規模な変革により旧来の読み書き学級が「多文化共生教室」として再編された。報告者は、教室がさまざまな変化に見舞われながらも、そこで従来からの識字教育理念がどのように継承・発展、再構成されていくのかのプロセスを追っている。

2008年度は、学習支援者であるボランティアに焦点を当て、彼女らの教室理念の解釈、意識や活動の変容・不変容の過程を描写した。当初は国際交流や日本語教育を目的に参加していた多くのボランティアが、市の職員や学習者とのインターアクションをとおして、教育的なまなざしの前に、福祉的なまなざしやピアとしてのまなざしを持つことの重要性に気づいていくケースが少なからず見られた。この調査結果は2009年度日本社会教育学会第56回研究大会において報告した。